倉敷市議会 5 月臨時会討論原稿（09 年 5 月 29 日）　　末田　正彦

末田正彦です。日本共産党倉敷市議会議員団を代表して討論をおこないます。

議案第 85 号は、倉敷市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件であります。

この条例改正中、上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の延長に反対いたします。

改正の内容は、上場株式等の配当・譲渡益に対する税率は所得税、住民税合わせて本来 20%でありますが、この税率を 10%へ軽減することをさらに 3 年間延長するというものです。

国税庁の 2006 年度申告所得標本調査によると、国内の年間所得 100 億円以上の高額所得者は 10 人で、これらの人の所得は、上場株式等の配当、譲渡益が 6 分の 5 と推定されています。株式等の売買益に対する減税によって、わずか 10 人に、183 億円もの減税が行われている実態があります。また、株式配当にたいする減税では、豊田章一郎トヨタ自動車名誉会長にたいし 2007 年には約 1 億 6 千万円の減税がもたらされたと試算がなされています。

このことからもわかるように、この軽減策というのは大金持ち・大株主優遇の税制改正そのものと言えるのではないでしょうか。

ちなみにフランスでは 29%、アメリカでは 25%の税率です。日本のように、こんなにも大株主優遇の税制をとっている国はないと言われています。これを本来の 20%に戻すだけで約 1 兆円入ってきます。フランス並に払ってもらうと、2 兆円入ってくるわけです。

言うまでもなく、近代民主主義社会の税制の基本的なあり方というのは、所得に応じて応分の負担を行うことにあります。そこで、今の深刻な雇用破壊、景気悪化からどうやって国民の暮らしを守り、家計を温めるのかが問われているときだけに、税制のあり方も国民の側にたった根本的な転換が求められます。

現在、麻生内閣によって消費税の増税が取りざたされていますが、とんでもありません。日本共産党は庶民へは増税、かたや、賃下げや「首切り」で労働者には負担を押し付け、株主の配当は増やしてきた大企業や大金持ちには減税という逆立ちした税制のあり方を正すことが必要だと考えます。

その立場から、今回提案の議案第 85 号倉敷市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分は認めることが出来ません。よって、反対をいたします。

以上。